廃　業　届

　　　　　年　　月　　日限りで不動産鑑定業を廃止しましたので、不動産の鑑定評価に関する法律第２９条第１項の規定により届けます。

記

１　登録番号　　茨城県知事登録（　　）第　　　号

２　登録年月日　　　　　　年　　月　　日

３　名称又は商号

* 不動産鑑定業廃止の理由

　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

申請者住所

及び氏名